

VIII そ の 他

44. 使用場所への立ち入り

当社又は当社（導管部門）は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

(1) 当社の作業

- ① 消費機器の調査のための作業
- ② 10(1)(3)(4)の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業

(2) 当社（導管部門）の作業

- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
- ② 供給施設の検査のための作業
- ③ 当社（導管部門）の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
- ④ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業

(3) 当社又は当社（導管部門）の作業

- ① 35 又は 36 の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業
- ② その他保安上の理由により必要な作業

45. お客さまに関する情報の取り扱い

- (1) 当社は、当社（導管部門）に 40(2)の法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供いたします。
- (2) 消費段階における事故が発生した場合、当社は事故現場で把握したお客さまの情報を当社（導管部門）から提供を受けます。